

発議案第16号

「高年齢者雇用安定法」の濫用をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月9日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	三田登
	同	飯川英樹

## 提案理由

国に対し、「高年齢者雇用安定法」の濫用をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 「高年齢者雇用安定法」の濫用をやめるよう求める意見書

新型コロナウイルスとの闘いが大問題になっている最中の3月31日、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」）が成立した（2021年4月1日施行）。今後、労働政策審議会での指針づくりが行われることになる。

これまでの65歳までの雇いを義務づける方法として、①「定年の延長」、②「再雇用」、③「定年の廃止」の3つの方法を示してきたが、さらに④「雇用によらない働き方」も示して、65歳超から70歳までの高齢者への「就業」の努力義務を課すとしている。

今回改正された「高年齢者雇用安定法」について、労働者や有識者からは、「雇用」ではなく「就業」としているのは「労働契約から委託契約に変えて、高齢者を労働法の保護から外し、フリーランスや派遣労働者化するもの」との懸念の声が出されていた。また、「政府による、年金支給開始年齢引き上げの狙いと、企業の人手不足解消を労働法に縛られず、最低賃金や労働災害を気にせず行いたいとの思惑が一致したもの」との批判もある。さらに、「今は65歳超だが、対象を60歳超にされる危険性さえある」など、不安だらけの法改正となっている。

年金だけでは生活できない高齢者が、低賃金・無権利状態でも意に反して働かざるを得ない社会ではなく、高齢者が安心して暮らせる年金制度の確立と、高齢者でも経験と能力が生かせる働き方を保障するのが政治の役割である。

よって、本市議会は国に対し、「高年齢者雇用安定法」の濫用をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様